

平成29年第2回定例会(平成29年6月16日)

総務企画消防委員会委員長 (首藤 正 委員長)

去る6月8日の本会議において、総務企画消防委員会に付託を受けました『議第37号 平成29年度 別府市一般会計補正予算(第1号)』関係部分、ほか13件について、6月9日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果についてご報告いたします。

初めに『議第37号 平成29年度 別府市一般会計補正予算(第1号) 関係部分』についてであります。

『消防本部』関係部分では、火災予防に要する経費の追加額として、別府市婦人防火クラブに訓練用のための「煙体験用資機材一式」を配備するため、備品費を計上、『総合政策課』関係部分では、「B－b i z L I N K」事業が、平成29年度地方創生推進交付金の交付対象事業として内示を受けたことに伴う財源補正である旨の説明が、『自治振興課』関係部分では、協働事業推進に要する経費の追加額として、東山太鼓の伝統文化を後世に伝える活動を継続するため、同地区公民館が所有する太鼓の更新等に対する助成金を計上、『公民連携課』関係部分の繰越明許費では、当初予算において「公共施設保全計画策定事業」として、業務委託料1,404万円を計上していたが、教育委員会所管の公共施設に係る「文教施設個別計画策定事業」と整合性を持たせ、一体的に事業を進める上で、同一の委託業者に一括発注することとしたため、その調整に所要の日数を確保する必要から、年度内の完成が困難であると判断し、翌年度に繰り越して使用したい旨の説明が、『財政課』関係部分では、本定例会における補正予算の編成に当たり、必要な一般財源を予備費から減額したとの説明がなされたところであります。

委員より、『自治振興課』の助成金において、東山地区が選定された理由や選定者について質疑がなされ、当局から、東山地区において平成12年に36年ぶりに復活した火男火女神社のまつり囃子が活動を続ける中で、使用する太鼓の修復費用に対する助成を行うものであり、この活動の継続により、地域の伝統文化を継承する目的から選定されたとの説明が、また、選定者については、県の取りまとめにより、一般財団法人自治総合センターに書類を送付し、当該センターの書類審査を経て、交付決定が行われているとの答弁がなされました。

さらに委員より、公共施設保全計画策定事業について、これらの策定業務は職員で行うことは出来ないのか、との質疑がなされ、これに対し当局は、この業務は建築物の設備等の技術的な分野における保全計画を策定するものであり、今後の改修の優先順位等について判定していくためには、高度な専門的知識を

持った委託業者に発注すべき計画であると認識している、との答弁がなされた次第であります。

最終的に『議第37号 平成29年度 別府市一般会計補正予算（第1号）関係部分』については、当局の説明を了とし、採決の結果いずれの関係議案も原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に『議第40号 別府市職員の退職手当に関する条例及び別府市立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正について』であります。当局から、雇用保険法の一部改正により、雇用保険の失業給付の内容等が変更されたことに伴い関係する条例を整備しようとする旨の説明がなされ、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に『議第43号』及び『議第44号』の動産の取得についてであります。当局より、車両更新計画に基づき、老朽化した消防ポンプ自動車をそれぞれ購入する旨の説明がなされました。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定したところであります。

続きまして、4件の『市長専決処分について』及び1件の『別府市税条例等の一部改正』であります。『議第45号』では、非常勤消防団員等に扶養親族がある場合における加算額の改定がなされたことに伴い、別府市消防団員等公務災害補償条例を改正、『議第41号』、『議第46号』及び『議第47号』では、「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律」による地方税法の一部改正に伴い、その改正の主なものとして、控除対象配偶者の定義が変更されたことによる控除の見直しや、軽自動車税のグリーン化特例の見直し、震災等により滅失した償却資産の代替資産に課税標準の特例を適用、さらに、「わがまち特例」の適用が一部導入されたことなどに関し、該当する別府市税条例及び別府市都市計画税条例を一部改正又は専決処分した旨の説明が、また『議第49号』では、地方税法第404条第2項の規定に基づき、固定資産評価員を専決処分により選任したとの説明がなされました。

このうち、委員から『議第47号』の「わがまち特例」とはどういったものかとの質疑があり、当局より、「地域決定型地方税制特例措置」で地方公共団体の自主・自立の観点から、地方税制に関して国が定める範囲を縮小して地方公共団体が自主的に判断し条例に決定できるようにする仕組みを言い、地方交付税の基準財政収入額に算入されるもので、特例措置は18項目あるが、本市では地熱発電設備に関するものが該当するといった答弁がなされ、以上5件については、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告

を終わります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしく願いいたします。